

石綿の国際表示

# アスベスト対策情報

発行 石綿対策全国連絡会議 No.22 1997年7月23日  
〒108 東京都港区三田3-1-3 MKビル3F 全国安全センター内  
TEL 03-5232-0182/FAX 03-5232-0183

## も く じ

- ◎ 石綿対策全国連絡会議  
各省庁に対してアスベスト対策強化を要請 ..... 1
- ◎ 日本における石綿製品の使用状況 ..... 12
- ◎ 横須賀石綿じん肺訴訟が和解 ..... 14

# 建設省

1997年3月18日(火)10:00～10:45 建設省住宅局会議室

## 建設省側出席者

- ① 住宅局建築指導課建築物防災対策室 課長補佐 毛利哲男
- ② 住宅局住宅生産課 課長補佐 真鍋 純
- ③ 建設経済局建設振興課 課長補佐 宮坂祐介
- ④ 大臣官房官庁営繕部監督課 課長補佐 的場法治
- ⑤ 大臣官房官庁営繕部建築課営繕設計官 西澤一憲
- ⑥ 大臣官房文書課 建設事務官 佐野俊光

## 全国連側出席者

9名: 富山洋子、古谷杉郎、里見秀俊、温品惇一、信太忠二、西田隆重、後藤象次郎、鈴木明、池田理恵

1. 建築基準法・同法施行規則から、石綿スレートおよび石綿パーライト板の記述を削除すること。(予定される建築基準法の性能規定への改正のもとでの対応)

【回答】 アスベスト建材対策の必要性に関して、「疫学的知見が集積されて必要となればしかるべき対策をとる」、「成形材料は安定的(粉じん飛散のおそれがない)と認識している」との従来からの見解は相変わらず。

上記記述は、「法令制定当時の一般的に用いられた防火建材の代表例として掲げられたもの。いま代表的かと言えば、そうでもないと聞いている」とのこと。

建築基準法の改正作業が現在まさに進行中であるため、具体的な明言は避けていたが、法令の文言が性能要件に改正されても、何らかのかたちで仕様規定として、石綿含有建材が例示として残ったら意味がないので、その旨を強く要請した。(この項目の回答はすべて防災対策室)

2. 石綿含有建築物の解体(とくに吹き付け石綿の除去)等に係る労働省の労働安全衛生関係法令改正(1995年6月1日施行)および環境庁の大気汚染防止法の改正(本年4月1日施行)と連携した独自施策をとること。

・昨年3月14日のお話では、環境庁の制度ができれば対応を検討されるとおっしゃっていましたが、その後の検討状況についてもお知らせください。

【回答】 従来からの施策として、「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」を示し、政策金融も行っていることを説明。ただし、政策金融の実績は少ないとのこと。(防災対策室)

阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策としては、石綿対策関係省庁連絡会議での対策決定、環境庁の大気汚染環境モニタリング調査結果を踏まえて、建設省としても平成7年2月と7月に通達を出している。(建設振興課)

大気汚染防止法改正を受けて、3月26日に、全国解体工事業団体連合会ほか関係11団体を集めて、説明会を開催することになっている。(防災対策室)

「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」の内容については、環境庁が新たに作成した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」でも多く引用されているが、①石綿含有吹付け材の商品名が不十分、②封じ込め工事、囲い込み工事の飛散防止対策が曖昧な点を指摘し、検討したうえで訂正等を行うよう要請した(別紙メモ(10頁)参照)。

### 3. 労働省、厚生省、通産省の化学物質の安全性に係る情報提供促進施策(化学物質安全データシートおよび包装等への表示)の石綿製品への適用にあたって、これと連携した独自施策をとること。

【回答】 回答できる＝この問題を担当する部署がないとの回答であり、アスベストに限らず、建材、住宅の危険・有害性に関する情報提供の問題として、建設省が取り組むよう要請した。

### 4. 2. および3. を含め、非石綿建材の使用促進、およびその情報の提供を行うこと。

たとえば、以下のような内容を含めて、

- ・ 阪神・淡路大震災後、瓦が重かったため家屋が崩壊という誤った情報が流布されたため、かえって石綿含有屋根材の使用が伸びるという事態がみられたが、これの是正
- ・ 環境共生住宅への補助金の対象に、アスベスト建材不使用を加えること。
- ・ その他、住宅融資等を活用した誘導策の実施

【回答】 阪神・淡路大震災に関しては、構造上の被害調査結果をまとめている。昭和20～30年代に建てられた家屋が老朽化しており、また、当時の耐震基準が緩かったため、多く崩壊した。崩壊した家屋に瓦屋根が多かったのは事実、という説明(「誤った認識」という認識はない?)。(防災対策室)

「環境共生市街地モデル事業」は平成5年度に創設されたもので、全国40箇所を整備が行われている。採択要件は「健康で快適な居住の実現」、主に施設・設備に関することで、特定の建材の使用・不使用ということは直接は入ってこない。公共団体等事業主体とも相談しながら、事業推進の中で配慮していけるか研究していきたい。(住宅生産課)

建設、厚生、通産で健康住宅研究会というのをやっている(?)。(住宅生産課)

### 5. 官公庁、自治体でのアスベスト建材の使用を避けるよう指導すること。

【回答】 昭和63年から、省内の申し合わせ事項として、撤去工事の仕様書をつくり、必要に応じて改正するようにしている。(新築等に関しては)昭和62年から、モデル図面でノンアス

製品を示し、成形板もできるだけ使用しないことにしている。(営繕部建築課)

こちらは、「身体に悪影響があるということを認識した上で」としている。

1993年版の「建築工事共通仕様書」に「波形石綿スレート」の記述があるという指摘に対しては、「石綿」という話は出てこない、「F2タイプ」等の無石綿タイプのもも出てきていることは承知しているとのこと。1997年版に改正される予定。「波形スレート」の使用を奨励するような記述自体を削除したらどうかと要請した。

#### 6. 安全性の面から、屋根材として石綿スレート板が不適である旨の指導を行うこと。

【回答】 建設省の関心としては、「不燃材料」としてであって、「安全性」の問題に関しては、積極的とは言えない回答だった。(防災対策室)

#### 7. 大地震に備え、石綿使用建築物の調査を実施し、その実態を把握すること。

【回答】 建設省関係については、環境整備費という予算を付けて、一斉に調査・撤去している(した?)。(営繕部)

民間すべてについてはなかなか手がまわらない。設計図書を見てもわからない、壁を剥がしてみないとわからない場合もあるなど、難しい問題がある。(防災対策室)

## 環境庁

1997年3月18日(火)11:00～12:00 合同庁舎共用第4会議室

### 環境庁側出席者

- ① 大気保全局大気規制課 大気調査官 山口泰正
- ② 大気保全局大気規制課 排出規制係長 森田雅文
- ③ 大気保全局大気規制課 大井通博
- ④

### 全国連側出席者

9名: 富山洋子、古谷杉郎、里見秀俊、温品惇一、信太忠二、西田隆重、後藤象次郎、鈴木明、池田理恵

#### 1. 改正大気汚染防止法および関係命令等施行にあたっての周知・徹底並びに今後の一層の改善を図ること。

- ・ 関係命令等の制定にいたる経過および今後の検討計画についても知らせていただきたい(とくに「特定粉じん等排出作業」の対象範囲の選び方について)。
- ・ 建築物解体工事等の発注者に対する実効のある規制が行えないか。

- ・作業を実施するものの資格要件の導入あるいは確保施策が考えられないか。
- ・「特定粉じん等排出作業」に、すべての石綿吹き付け建築物および石綿含有保温材・成形板使用建築物の解体等作業も含められないか、など。

【回答】 命令等の策定にあたっては、「アスベスト飛散防止対策検討会」を4回、ワーキング・グループの会合を5回開催し、3つの検討項目とマニュアルづくりを行った。また、長野県で室内実験を実施した。

その結果に基づいて、「特定建築材料」として「吹き付け石綿」を、「特定粉じん排出等作業」として「延べ面積500㎡以上、吹き付け石綿の使用面積50㎡等」を指定した。すでに条例を実施している東京都と兵庫県のデータに基づき、この500-50の基準で、だいたい92%のカバー率になる。

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(本文50頁、付録28頁。必要な方は事務局までご連絡ください)は、労働省に協力してもらって一緒につくった。出版の予定は特になし。コピーしやすいようにホッチキス止めにしてある。

大気汚染防止法と労働安全衛生法の届出要件は重ならない部分もあるので(マニュアル37頁参照)、労働省からも周知のための通達を出してもらうことになっている。

2月12日に通知を出し、同日、都道府県担当者の説明会を開催して、都道府県から出された意見なども踏まえてマニュアルを完成させた。3月26日には、建設省と合同で建設業界への説明会を実施する。

行政指導から法令での規制へ、自治体職員が始めて規制業務を行うわけで、実施する中での経験を踏まえた改正は考えるにしろ、とにかくまずファースト・ステップを固めたい。

自治体独自の施策も含めて、事務手続が煩雑にならないようにしたい。東京都では、複写式の用紙で国と都の届出がすむようにし、国の届出先は都道府県になっているが、従来どおり区役所で受け付けるとのこと。

「特定建築材料」としては、当初、「石綿けい酸カルシウム板第1種」を候補として考えていた。東京都の実験データではきれいに出ていたのだが、今回の室内実験ではそうならなかった。室内実験では、当初はとくに分類していなかった(JIS規格外の)「耐火被覆板」が高く出た(どのレベルをもって高い・低いを判断するかの根拠は示されなかった)。しかし、判別方法が困難で、業界情報によると特定の建築物での使用に限られるとのことなので、行政指導+判別方法の検討で対応していきたい。また、「保温材」については、「建築材料」ではないこと、工場の点検・定修でどんどん置き換えられているから(指定する必要なし?)などという説明に対して、やりとりが行われ、今後の制度の改善を強く要請した。

また、建設省への要請でも示した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」の内容の不備に関して、資料を提供し、検討・対処を要請した。

## 2. 環境リスクの新たな管理手法として検討されているPRTR(環境汚染物質排出・移動登

録)制度の対象にアスベストを含めること(パイロット調査の段階も含めて)。

・ 検討状況についても知らせていただきたい。

【回答】 昨年10月30日にPRTR技術検討会を発足させて、パイロット事業の設計を行っている真っ最中(業界としては、日本化学工業協会、自動車工業会、電気工業会、生協連が入っている)。まだ完全に合意が成立したという段階ではないが、神奈川、愛知でパイロット事業を実施する予定である。ともかく、PRTRといってもそれは何だという反応がほとんどで、対象事業者(規模・業種)、対象物質をどうするか、情報提供のあり方はどうか、どういふステップを踏んでいくか、など重要な問題はたくさんあるが、具体的に議論できるレベルまでいっていない。

いまの時点では言い難いということなので、たいへん注目していること、および、このような要望があるということを検討会に伝えるなどするよう要請した。

3. 労働省、厚生省、通産省の化学物質の安全性に係る情報提供促進施策(化学物質安全データシートおよび包装等への表示)のアスベスト製品への適用にあたって、これと連携した独自施策をとること。

4. 大地震に備え、アスベスト使用建築物の調査を実施し、その実態を把握すること。

【回答】 大気汚染防止法改正とも関係して、どのようにしたらよいかと都道府県からも問い合わせがある。千葉県など一部の自治体では、(改正法関係で)予算はつけたものの、何をどうやればよいか悩んでいるところもある。

阪神・淡路大震災の時には、昭和50年の住宅地図を使って、足で歩いて調査を行った。その経験なども話しているが、経験を蓄積する必要があるだろう。

5. アスベスト製品の除去・代替化へ向け、助成措置等を講ずること。

【回答】 代替品の健康影響調査を進めているとのこと。

6. アスベスト対策について、関係省庁・自治体・建設業界等に対してその周知徹底を図ること。

【回答】 1および4の回答と重なっている。

## 労働省

1997年3月18日(火)13:30～14:30 合同庁舎共用第8会議室

労働省側出席者

① 労働基準局安全衛生部化学物質調査課 調査係長 渡部 豪

② 労働基準局安全衛生部化学物質調査課 業務係長 佐々木 臣

全国連側出席者

10名: 古谷杉郎、里見秀俊、温品惇一、信太忠二、西田隆重、後藤象次郎、鈴木明、池田理恵、永倉冬史、石崎須珠子

1. アスベストの危険有害性情報に関する表示の見直しおよびMSDS制度の法制化を図ること。

・昨年3月14日のお話では、表示の指導通達について省内でも見直しの意見もあるとのことでしたが、その後の検討の状況なども知らせていただきたい。

【回答】 危険有害性の分類と表示の国際的調和に関して、平成8年度から4年間の予定で専門家による検討を行っているとのこと。

昨年のやりとりについては伝わっていなかったようで、「健康のため吸いすぎに注意しましょう」的な現行の指導通達に関してはたしかに省内でも議論があることを認めたので、上記の検討とは区別してできるだけ速やかに見直すようあらためて要請した。

また、松下電工のフルベストなどは法定表示を見えにくい裏側にしていることなども指摘して、個々の建材への刻印や含有率の併記、含有率による色分け等の表示方法の改善、MSDS制度の法制化についても、説明・要請した。

2. 健康管理手帳所持者の健診受診機関をすべての労災指定医療機関に拡大すること。

・健康管理手帳の配布状況等についても知らせていただきたい。

【回答】 労働衛生課の回答として、健診機関の専門性や設備等の要件、限られた人員で事務処理に対応しなければならないことなどから、要請に応じることは不可能とのことであったが、これは、法令の改正によらず通達改正だけで対応できること、労災保険のアフターケアとしての健康管理手帳に関してはすでに実施していることから、再考されるよう強く要請した。

実施状況に関しては、平成8年度からの実施で、今月末までに報告するよう指示しているとのこと。

3. アスベスト使用建築物の解体・改修対策を強化すること。

・改正安衛則第90条に基づく石綿等除去作業の計画の労働基準監督署への届出状況などを知らせていただきたい。

・届出の対象に、アスベスト含有保温材・成形板使用建築物の解体作業も含められないか。  
・改正大気汚染防止法の施行に伴う関係省庁との連携施策は検討されていないか。

【回答】 平成7年6月からの実施で、同年6か月間での届出実績は500件弱。8年はまだ未集計。

改正大気汚染防止法関係では、届出要件や添付書類に関して事務連絡を出したところ。環

境庁のマニュアル作成にあたっては積極的に協力した。

届出対象の拡大については、「現在考えていない」との回答。吹き付けがなければ届出の必要はなくても、石綿建材使用の有無の調査と安全衛生対策は必要との説明に対して、事実上、届出の必要一吹き付けがあるかどうかの調査にとどまっている実態、廃掃法との整合性などを説明して、検討を求めた。

#### 4. 安全性の観点から、屋根材としての石綿波形スレート使用対策を行うこと。

- ・「踏み抜き災害」等の実態について知らせていただきたい。
- ・危険性および対策に関する一層の情報提供が必要ではないか。
- ・屋根材として使用することは不適格である旨指導すべきではないか。

【回答】 安全課の回答として、安衛則第524条で幅30cmの踏み板を義務づけていること、事例や対策などの情報提供に努めているとのこと。「常時行うものではないから、適切な安全衛生対策を講じることにより防止できる」とのことに対して、非定常作業だからこそ多発していること、波形スレートの使用を抑制することが根本的対策につながることなどを説明して、検討を求めた。

#### 5. ILO石綿条約を早期に批准すること。

【回答】 平成7年の労働安全衛生法令改正でおおむね必要要件は実施されているが、屋外での環境測定規定がないこと(など)が条約を満たしていない。この点については、省内に検討会を設けて研究を進めている。

#### 6. すみやかにアスベスト吹き付けを全面禁止すること。

【回答】 建築基準法上の耐熱性能等が確保できない場合がある、省内で議論されていないとの回答に対して、古い認識のまま放置されていることを説明し、検討を要請した。

#### 7. クリソタイルを含めたアスベストの使用禁止を行うこと。

【回答】 フランスも全面禁止ではない、INSERMレポートの妥当性およびそれを受けたフランス政府の決定の妥当性を疑問視する専門家の意見もある。今後、継続的に検討していく。(ちなみに、フランスの動きに関して、資料を集めて、専門家の意見を聞いたと明らかにしたのは労働省だけであった。)

## 通商産業省

1997年3月21日(金)10:30～11:20 通産省地下会議室



## 通産省側出席者

- ① 生活産業局窯業建材課 課長補佐・建材班長 児島寿夫
- ② 生活産業局窯業建材課 建材第2係長 村山正子

## 全国連側出席者

7名: 古谷杉郎、里見秀俊、温品惇一、西田隆重、飯田勝康、後藤象次郎、石崎須珠子

1. アスベスト製品の代替化促進に向け、代替品製造メーカーへの助成・普及支援措置および消費者への情報提供を行うこと。

【回答】 スレート業界に対しては、構造改善事業(活路開拓ビジョン、日本開発銀行新技術開発融資等)を実施してきている。1期5年で2期目の4年目。中心テーマのひとつが、低減化・ノンアス化で、波板で含有率5%以下の製品化の見通しは立った(JISとの関係で、耐候性試験を数年がかりでやっている。ケイカル板はノンアス化もできている)が、問題はコストで、波形はとくに安いから売れるので難しい面がある(現在、ほとんどが含有率7~8%程度になってきている)。

石綿スレート全体の売上げ自体が1991年の2,806.2万枚から1996年1,542.2万枚へ減少してきている。(個人的見解としては)スレートは、屋根材から壁材に進んでいくしかないのではないかと。

消費者への情報提供に関しては、日本石綿協会がパンフレットを消費者センターに置いている。

2. 厚生省、通産省の化学物質の安全性に係る情報提供促進施策(化学物質安全データシートおよび包装等への表示)のアスベスト製品への適用を充実・強化すること。
  - ・一般消費者への情報提供も確保すること。
  - ・危険有害性として発がん性等を明記させること。
  - ・メーカーだけでなくユーザー(業界)に対する指導を強化すること。

【回答】 労働省等への要請でも指摘したような建材への表示の工夫・改善を要請した。

3. アスベスト含有建築物の解体(とくに吹き付けアスベストの除去)等に係る労働省の労働安全衛生関係法令改正(1995年6月1日施行)および環境庁の大気汚染防止法の改正(本年4月1日施行)と連携した独自施策をとること。

【回答】 阪神・淡路大震災の時に、日本石綿製品工業会に対して、課長名で協力を要請。実際に、現地に出向くことも含めて相談・指導に応じており、その後も継続して行っている。

4. 環境リスクの新たな管理手法として環境庁を中心に検討されているPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)制度の対象にアスベストを含め(パイロット調査の段階も含めて)、連携

した施策を行うこと。

- ・メーカーだけでなくユーザー(業界)に対する指導を強化すること。

【回答】 PRTRについては、環境庁でもまだ、導入時期、対象物質等々未定である。

## その他

アスベストの使用状況については、ピーク時の半分にまで減ってきたことを評価してほしい。

現在のアスベスト(建材)の使用用途などについても意見交換し、公式のデータはないということだが、用途別内訳について提供できるデータがあれば検討を要請。

スレート業界等中小業界への援助とは区別して、クボタ、松下電工などへの個別指導を要請した。

「瓦一悪者説」については訂正してまわっている方である。土台がしっかりしていれば大丈夫。

ノンアス・フェアの実施について検討しているので、計画ができればあらためて要請に来るが、ぜひ後援などの協力を考えてほしいと要請。

以上、文責：古谷杉郎

## 「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止 処理技術指針・同解説」の問題点

1997.3.17

### 1. アスベスト含有吹付け材の商品名が不十分

標記マニュアル9頁に吹付けアスベストの商品名として8商品、アスベスト含有吹付けロックウールの商品名として15商品があげられているが、

① 吹付けアスベストの商品名として「防湿モルベスト」(共和化学工業KK)が抜けている。

② アスベスト含有吹付けロックウールの商品名として、

トムウェット(日本アスベスト株 アスベスト含有率10%)、

アサノスプレーコートウェット(日本セメント株 同10%)、

サンウェット(日本ゴム株 同10%)、

吹付けロックンライト(武州建材株) が抜けている。

③ 下記の3商品のひる石吹付けがアスベストを含有している。

ミクライトAP(株エービーシー商会 アスベスト含有率21.1% 1987年以降は4.6%)

バーミックスAP(バーミックス工事株 同12%)

モノコート(バミクライト・オブ・ジャパン 同13~16%)

④ 下記の吹付け材等がアスベストを含有している。

アスベストモルタル

ロックンライト(武州建材株) アスベスト含有率7%)  
・アスベスタスマルタイト(日本マルタイト)  
マルタイトリウム(メーカー名不明)  
パーライト吹付け  
ダンコートF(株佐渡島 同6%)  
ひる石モルタル  
アサヒファイヤーコート(旭硝子株 同5%)  
ひる石プラスター  
蛭石プラスター(鹿島建設株 同2%)  
発泡けい酸ソーダ吹付け  
ヴォルキンPVF(世界長株 同7%)  
砂壁状吹付け材(厚付け形)セメント系  
ケニテックス(三井金属鉱業株)  
マグネシアセメント塗(上塗同5%、下塗0%)  
リグノイド(リグノイド工業株)  
リグノイド(南満建材工業株)  
大平コンベス(大平工業株)  
石綿入ドロマイトプラスター

## 2. 封じ込め工事、囲い込み工事の飛散防止対策があいまい

標記マニュアルでは封じ込め工事・囲い込み工事の際「粉じん等に作業者の身体がばくろされるおそれがある等、必要がある場合、負圧・除じん装置を設ける」(66頁、85頁)とされているが、

- ① 囲い込み工事のためには天井を支えるアンカーボルトが必要になり、その際、アスベストが飛散する。
- ② 封じ込め工事でも薬液吹付けの際、アスベストが飛散する。  
したがって、両者とも、除去工事と同様の飛散防止対策が必要とされる。

以上  
アスベスト根絶ネットワーク作成

### 石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい。年間会費は、団体会員の中央単産が10,000円、その他団体が5,000円、個人会員が2,000円となっています(各「アスベスト対策情報」1部の代金を含む)。連絡先は、この対策情報のタイトルに記載してあります。

## 日本における石綿製品の使用状況について

わが国における石綿製品の使用状況については、環境庁が1982年(昭和57年)の石綿製品の使用状況を調査発表し、その後、1986年(昭和61年)に、(社)日本石綿協会が同様な形式にまとめたものを発表している。

これらの発表から約10年が経過し、その間に石綿の輸入量及び石綿製品の使用状況も変化していることから、今回、1995年度の統計に基づき、図「日本における石綿製品の使用状況(1995年度)」をまとめた。(※この説明と次頁図は日本石綿協会『石綿の動向』No.32による。)

### 1. 1995年度の輸入実績

わが国の石綿原料の輸入実績は、通関統計として毎年暦年(1月～12月)単位で公表されている。1995年の実績は191千トンであったが、1995会計年度(1995/4/1～1996/3/31)でみるとその実績は188.5千トンである。

通関統計では「石綿」が一つの分類として区分されている。この中には石綿製品または石綿に類似した原材料が、輸入時のインボイスで「石綿」とされている場合がある。これらの石綿原材料以外のものがおよそ10千トン含まれているため、1995年会計年度年間の正味石綿原綿輸入量を178.5千トンと推定した。この数値は当協会会員である輸入商社の取扱量に見合ったものとなっている。

### 2. 製品分類における石綿使用量の把握

(社)日本石綿協会は会員の実態を把握するため、5年毎に「会社概要調査」を実施している。今回の調査は、一部に石綿原綿の使用状況調査を組入れた方法により実施した。

調査は会計年度を基準日とし1996年3月末現在で行った。本統計は「会社概要調査」の中から石綿原綿をピックアップしたものと、石綿製品関連業種団体の統計および聞き取り調査を参考にまとめたものである。

本統計は石綿製品を二次的に使用する場合(例えば、石綿紡織品を縫製してクッション材を製作、あるいは石綿ジョイントシートを裁断加工)を含まず、石綿原綿の使用に限って集計した。その結果、会員から報告のあった石綿の使用量は175.9千トンであった。

この期間の石綿原綿輸入実績178.5千トンとの差2.6千トンは使用用途が不明である。会員以外のアウトサイダーなどが使用したものと推定される。

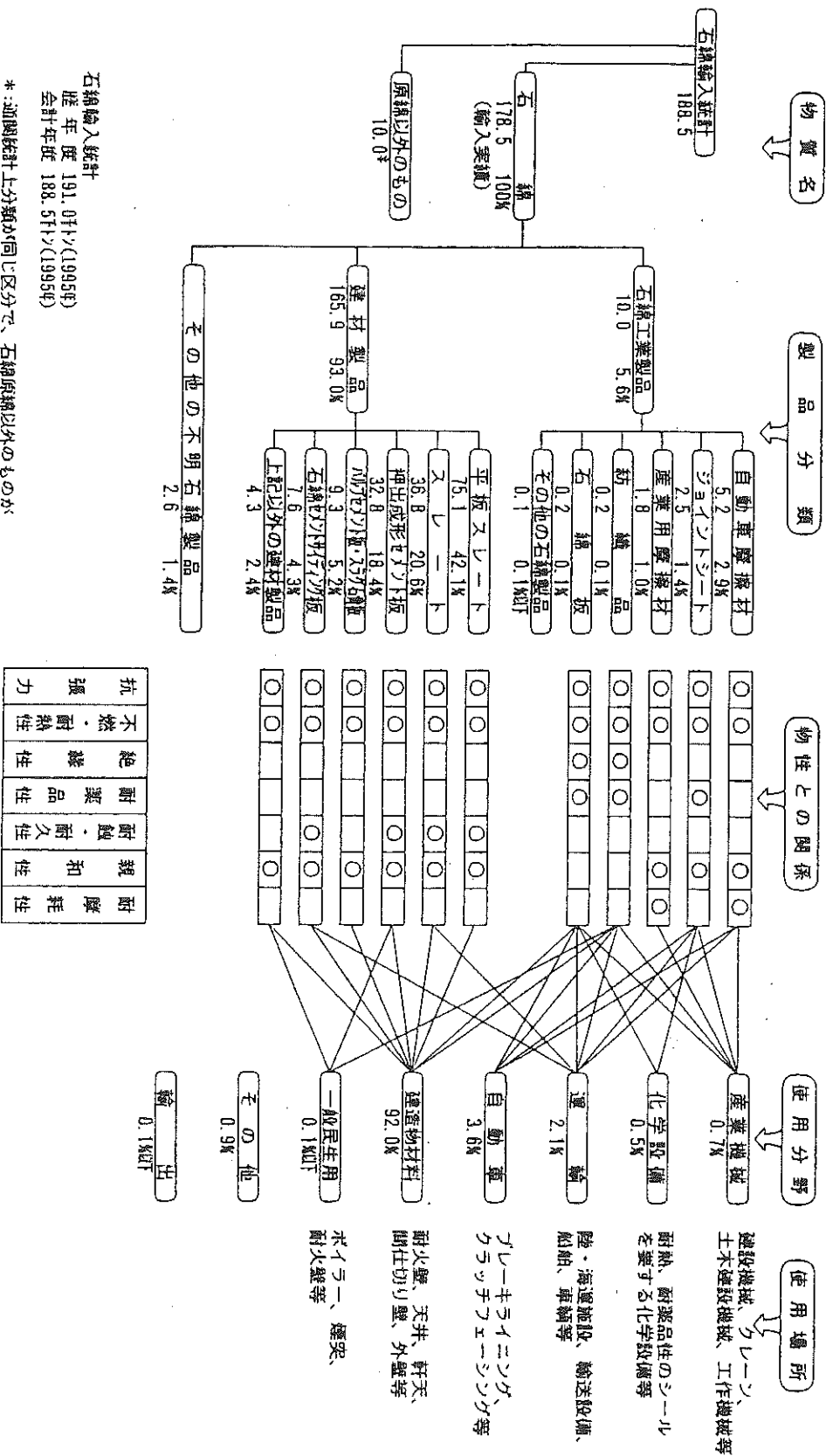
### 3. 図に対する説明

図に示す如く、石綿原綿の使用量178.5千トンの内訳は、主として建築材料としての「建材製品」165.5千トン(総量の93.0%)、産業用に使用される「石綿工業製品」の10.0千トン(同5.6%)であった。製品分類は、分野別に使用量の多い順に製品名を列記した。

# 日本における石棉製品の使用状況 (1995年度)

平成9年5月(社)日本石棉協会調べ

(単位：千トン)



石綿輸入統計  
 歴年度 191.0千トン(1995F)  
 会計年度 188.5千トン(1995F)  
 \*：通関統計上分類が同じ区分で、石棉原料以外のものが約10.0千トン含まれているため、これを除いて集計した。

# 横須賀石綿じん肺訴訟和解の 御報告と御礼

私どもの横須賀石綿じん肺訴訟にご支援ご協力いただきありがとうございます。

1988年7月に住友重機械工業を被告に提訴したこの訴訟は、去る3月31日、和解により解決しました。

解決内容は、「慰謝料」と明示した解決金額総額1億400万円を支払わせると共に、原告・被告に全造船追浜浦賀分会も加わった三者で協定書を締結し、その中で、被告会社は原告らに遺憾の意を示し、再発防止に努力することを表明しました。また、協定書に基づいて、原告以外のじん肺患者の取り扱いについて「①じん肺被災者を管理区分と障害状況によって、障害等級5級から9級にあてはめて、退職時に補償を支給する。すでに退職されている人には70%を支給する。②じん肺によって、労働不能となった場合は、障害等級3級と見なし、3,200万円を支給する。③退職後、じん肺などが原因で死亡した場合は、死亡年齢によって、1,600万円から1,000万円を支給する。」ということが、合意されました。

じん肺訴訟では、各地で勝訴判決が相次いでいますが、造船所の石綿じん肺の責任を問うのはこの事件が初めてであり、しかも、原告に管理区分2、3の非要療養患者の占める割合が多いことから、裁判での主張立証は決して容易なものではありませんでした。しかし、こうした新しい分野の被害につき、一審判決前に、最近の全国的な解決水準に匹敵する賠償金を負わせ、しかも、今後の退職後罹患者への保障の制度化に道を開いたことは大きな意味があります。

こうした勝利的解決をもたらしたのは、何よりも、多くの皆さんの支援の力があってのことと、深く感謝しております。

8名の原告のうち、裁判中に鈴木さんが、そして和解解決直後に原告団長の佐久間さんが亡くなりました。私どもは、今後ともじん肺やアスベスト被害をはじめとする職業病の根絶のために力を尽くすことを誓って、御礼のご挨拶とさせていただきます。

1997年5月29日

横須賀石綿じん肺訴訟原告団  
横須賀石綿じん肺訴訟弁護団  
横須賀石綿じん肺訴訟を支援する会  
全造船住友重機・追浜浦賀分会

## 横須賀石綿じん肺訴訟和解にあたっての声明

1. 去る1988年7月以来、横浜地方裁判所横須賀支部において係属中であった横須賀石綿じん肺訴訟は、本日、和解により解決した。
2. この訴訟は、住友重機械工業株式会社浦賀造船所において、長年にわたり造船労働に従事し、石綿肺に罹患した患者8名が原告となり、同社を被告として、安全配慮義務違反に基づく損害賠償を求めたものである。  
被告はこれを全面的に争い、審理は長期にわたった。この間に、原告鈴木福松が死亡し、原告宇野林蔵が合併症に罹患するに至るなど、一般的に原告らの病状は悪化し、早期解決の必要は明らかであった。証人尋問を終了した1995年12月以降、裁判所が和解を勧告したにもかかわらず、被告は和解の席に着くことを拒み続けてきたが、昨年9月からは、原被告に全造船住友重機械・追浜浦賀分会も加えて協議を重ね、今般、合意に至ったものである。
3. 昨年来、各地のじん肺訴訟で和解による解決が相次いでいるが、本件の和解には次のような意義がある。

第1に、造船所における石綿じん肺の集団訴訟という初めてのケースで、判決を経ることなく、解決を果たしたことである。あらゆる職種のじん肺について判決を経ない早期解決を実現するための、新たな一歩といえよう。

第2に、労災未認定(注：管理区分3以下の非合併症)のじん肺患者が半数を占める原告らに対し、昨年来の各地のじん肺訴訟の解決事例の水準に相当する金額を支払ったものであり、解決にあたり、被告が原告らに遺憾の意を示し、再発防止に努力することを表明していることとあわせて、実質的には、被告が全面的に責任を認め謝罪したと評しうることである。

第3に、本件和解を契機に、被告会社が退職後罹患者も含むじん肺患者の救済に前向きな姿勢を見せるに至ったことである。

4. 本日の和解は、各地でじん肺訴訟に取り組んできた原告団、弁護団及びこれを支援する広範な労働者、市民の活動の実績の上に勝ちとられたものである。われわれは、この和解の成果が、各地でさらに発展するよう、今後も力を尽くすものである。

右、声明する。

1997年3月31日

横須賀石綿じん肺訴訟原告団  
横須賀石綿じん肺訴訟弁護団  
全造船住友重機械・追浜浦賀分会



## 勝利的和解を勝ち取る

3.31 横須賀石綿じん肺訴訟

和解を受け横須賀市を広く  
る原告は横須賀市の横  
浜地裁横須賀支部前で

### 横須賀石綿じん肺 訴訟 和解 成立

97年3月31日

# 原告らに安堵の表情

## 企業側 明示されず不満残る

「勝利的和解を勝ち取る」。横須賀市の横浜地裁横須賀支部前で、原告団の横断幕が広がった。三十日、和解を迎えた「横須賀石綿じん肺訴訟」。原告・弁護団にとって、企業側の責任が明示されないうちに、和解が成立した。だが、八年余を解決に費やしたと語り、いたるに、関係者は「横断幕に（〇）の表情を浮かべた。今回の和解は、被害企業の住友重機工業が、原告八人に一億四千万円の解決金を一括して支払うことと成立した。だが、症例の程度に合わせ、原告人に対する支払いは明示されず、原告らが求めていた企業側の謝罪も、ついに聞かれなかった。

を明言した点は評価でき、しかし、野村和彦弁護団長は「審判決前に和解できたことで、和解に先立つ協定書に、合弁側が「遺憾の意を表明し、再発防止を明言した点は評価でき、単とほぼ同じ」と評価した。また、森田明弁護士も、筑波、長崎伊王島両じん肺訴訟を例に挙げ、「労災未認定患者の」和解金の水た」と話すのは、原告の一

人、高橋哲夫さん（67）。が、一昨年一月に死亡した同じ原告の鈴木福松さん（当時67）の話しになると、「一緒にこの日を迎えたかった。（墓前）報告に行きたい」と涙を話まらせた。

一方、和解に先立つ協定書には「原告は、この組合も調印している。このため、まだ多数いると思われる労災未認定患者に対して今後、企業側がどのような対応するか注目される。

### 横須賀石綿じん肺訴訟 会社側解決金 支払いで和解

神奈川県横須賀市内の元造船労働者が、雇用主だった住友重機工業（本社・東京都）を相手取り、総額三億五千二百万円の損害賠償を求めた「横須賀石綿じん肺訴訟」の和解交渉が三十日、横浜地裁横須賀支部であり、会社は解決金を支払うことと、和解が成立した。じん肺訴訟は現在、全国で九件の和解の手続きに入っており、原告側弁護団は「ほかの訴訟にも影響するだろう」と話している。

### 1億円で和解

横須賀造船所  
じん肺訴訟  
神奈川県横須賀市の住友重機工業補修造船所の元従業員八人が、じん肺に悩まされたのは会社側が石綿（アスベスト）の安全管理

を怠ったためだ。などと、同社に総額約三億五千万円の損害賠償を求めていた訴訟は三十一日、住友重機側が総額で一億四千万円を原告側に支払うことで横浜地裁横須賀支部（大前和俊裁判長）で和解した。

「勝利的和解を勝ち取る」。横須賀市の横浜地裁横須賀支部前で、原告団の横断幕が広がった。三十日、和解を迎えた「横須賀石綿じん肺訴訟」。原告・弁護団にとって、企業側の責任が明示されないうちに、和解が成立した。だが、八年余を解決に費やしたと語り、いたるに、関係者は「横断幕に（〇）の表情を浮かべた。今回の和解は、被害企業の住友重機工業が、原告八人に一億四千万円の解決金を一括して支払うことと成立した。だが、症例の程度に合わせ、原告人に対する支払いは明示されず、原告らが求めていた企業側の謝罪も、ついに聞かれなかった。

97年3月31日

# 「石綿じん肺」和解

## 元造船所員8人に1億円

住友重機

船室などで石綿（アスベスト）を扱っていた元従業員8人が、同社に総額3億5千万円の損害賠償を求めた訴訟は三十一日、横浜地裁横須賀支部（大前和俊裁判長）で和解した。会社側が総額一億四千万円を支払うことと、和解が成立した。じん肺訴訟は現在、全国で九件の和解の手続きに入っており、原告側弁護団は「ほかの訴訟にも影響するだろう」と話している。

大橋松さんが2年前に81歳で死亡。8人のうち4人は岩炭酸塩中毒者。

訴訟は、佐久間さんら（1947年から36年間、同社の造船所で溶接工）や組立工として勤務。狭い屋内や船室などでボイラーなどの断熱材に使われている石綿を扱い、粉じんを吸い付け、呼吸困難やせきなどに苦しめられ、現在も闘病生活を余儀なくされている。

原告らは「会社は作業現場に充填した石綿などの粉じんを除去する措置を取らなかったのに、じん肺の危険性についての教育や早期発見のじん肺検診も怠った」と企業の加害責任を訴えた。【山口 享芳】





